

## 電磁式水道メーター購入に係る仕様書

品名	口径	仕様事項	購入予定数	摘要
電源内蔵型電磁式水道メーター (直読型、伸縮管付)  ※伸縮管は、伸縮補足管、ヴィクトリックジョイント、補足管及び取付金具を含む	150mm	主要材質 ・外箱・・・ステンレス ・測定管・・・ステンレス (ライニング:エポキシ樹脂粉体塗装) ・電極・・・ステンレス ・表示部・・・ステンレス、ガラス ・電子ユニット・・・電子部品、PC板	1個	交換した水道メーターを引き取ること

1. 製作する水道メーターは、以下の法令、その他関連する関係法規及び適用規格等の最新の改正版に適合するものとする。産業標準化法(昭和24年法律第185号)第20条第1項に定める日本産業規格(JIS)若しくは、公益社団法人日本水道協会(JWWA)が定める日本水道協会規格その他関連規格に適合するほか、この仕様書に適合するものとする。

### (1) 計量法関係

- ① 計量法 (平成4年法律第51号)
- ② 計量法施行令 (平成5年政令第329号)
- ③ 計量法施行規則 (平成5年通商産業省令第69号)
- ④ 特定計量器検定検査規則 (平成5年通商産業省令第70号)
- ⑤ 指定製造業者の指定等に関する省令 (平成5年通商産業省令第77号)

### (2) 水道法関係

- ① 水道法 (昭和32年法律第177号)
- ② 水道法施行令 (昭和32年政令第336号)
- ③ 水道法施行規則 (昭和32年厚生省令第45号)
- ④ 給水装置の構造及び材質の基準に関する省令 (平成9年厚生省令第14号)

2. メーターを製造（新規製造品及び修理品の製造）する製造業者は、名張市上下水道部との契約業者とする。
3. 水道メーター器色は、無塗装または日本水道メーター工業会番号 JWMM00-A04 とし、蓋は日本水道メーター工業会番号 JWMM00-A04 とする。打刻台座は無塗装とする。
4. メーターパッキンは、メーター1 個につき 3 枚付属し、内 2 枚はキャップと表示面の間に入れる等個々のメーターに添付し、残り 1 枚分は袋または箱に入れて納入すること。必要に応じてパッキンの厚さを変更できることとする。但し、注文時に名張市上下水道部がパッキン不要の旨を伝えた場合は付属しないものとする。
5. 納入時について
  - (1) 水道メーターは、ケースの指定はないが、木箱、ダンボール箱等に入れて納入すること。
  - (2) メーター蓋にメーター口径、メーター番号、製造業者名、製造業者略号を表記し、メーター蓋の裏に検定有効期限を示した基準適合印または検定証印のシールを貼付すること。
  - (3) 製造業者は水道メーターを納入場所にて名張市上下水道部職員または、「名張市上下水道部お客様センター業務委託」の受託業者の立会いのもとで、納入数量、基準適合印または検定証印、外観・形状の確認を受けるものとする。
  - (4) 製造業者は名張市上下水道部へ納入した水道メーターの「検査合格証明書」または「器差成績表」を提出するものとする。
6. 検定検査について  
水道メーターは、計量法及び関係法令に基づいて検定を受け、又は検査（承認を受けた型式に適合することを確認するため指定製造事業者が実施するもの）を実施しなければならない。また、検定又は検査は、原則として納入期限の日の属する月に実施し、かつ検定有効期間が 9 6 か月以上有していること。
7. 瞬間流量の計測ができるものとする。
8. 新規製造品(鉛レス銅合金品)
  - (1) 新規製造品の水道メーター本体ケースの材料は、JIS H5120 CAC406 と相等以上の強度、耐久性、耐食性等をもつ鉛レス銅合金材料とすること。尚、化学成分のうち、鉛の含有量は、0.25wt%以下とする。
  - (2) 鉛レス銅合金で黄銅系材料に関しては、脱亜鉛腐食に対する耐食性を有するとともに、耐用年数その性能を十分保持できるものとする。

- (3) 各材料の材料記号は、次表のとおりである。これらの記号は、メーター蓋及び刻印台座のメーター番号の**前**に打刻すること。

鉛レス銅合金種類	記号
鉛をシリコンで代替した銅合金	E
鉛をビスマスで代替した銅合金	B
鉛をビスマス－セレンで代替した銅合金	S

- (4) 新規製造品において、メーター蓋及び刻印台座のメーター番号の**後**に、☆印を一つ打刻すること。

9. 浸出試験の方法は、公益社団法人日本水道協会が規定する水道用器具－浸出性能試験方法(JIS S 3200－7)に準じ公的検査機関にて実施すること。
10. 接水する部品の使用材料の含有成分及び製造過程に使用した溶液等を明確にした上、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令(平成 9 年厚生省令第 14 号)に定める浸出等に関する基準に該当する項目について、浸出性能試験を実施するものとする。
11. 現在のメーター設置状態（別紙現地写真を参照）で購入メーターが取付できるよう、伸縮管等の補助器具を付属させること。
12. 水道メーターの納期は、注文を受けてから原則 60 日以内の発注者が指定する日とする。
13. その他  
現在設置されている水道メーターを交換した後、取替えたメーターを引き取ること。なお、引き渡し場所は名張市上下水道部とすること。



150mm

150 ↑







